4. 公園整備に向けた基本的考え方の整理

4.1 各公園の整備方針

「3.市民意向の把握」において調査した各公園に求められる機能・役割について改めて以下に整理する。また、全ての人にとって安全・安心で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した整備を基本とする。

公園名称	整備方針
扇町1号公園 (約13,320 ㎡)	四季を通じて地域住民の活動拠点として活用される公園整備を 図るとともに、非常時における地域拠点としても活用可能とするため、防災機能を有する公園としての整備を図る。
扇町2号公園 (約 2,210 ㎡)	隣接するファーマーズマーケットとの連携強化を図りつつ、買い物 利用客が併せて利用しやすい公園整備(憩いの場、レクリエーション機能の充実など)を図る。
扇町3号公園 (約 2,540 ㎡)	子ども遊具や健康遊具の設置など一般的な街区公園としての機能充足を図るとともに、芝生広場・植栽などにより、自然を感じられる公園整備を図る。
扇町4号公園 (約3,670 ㎡)	芝生広場・植栽などにより憩いの場となる機能をメインとしつつ、 子ども遊具・健康遊具などレクリエーション機能を充実することや、 自然を感じられる公園整備を図る。
扇町5号公園 (約1,980 ㎡)	子ども遊具等のレクリエーション機能を充足するとともに、 <u>植栽・休</u> 養施設をメインとした整備を図る。
扇町6号公園 (約1,350 ㎡)	花壇や高木・低木等の自然や、くつろげるスペースを充実するとと もに、砂場などの幼児・小学校低学年以下をメインターゲットとした 遊び場に特化した整備を図る。
扇町7号公園 (約1,780 ㎡)	子ども遊具等のレクリエーション機能を充足するとともに、 <u>植栽・休</u> 養施設をメインとした公園整備を図る。
扇町8号公園 (約1,440 ㎡)	一箕小学校が付近にあることから、複合遊具等を配置するなど、 子どもの遊び場(レクリエーション)機能をメインとする。
扇町9号公園 (約800㎡)	くつろげるスペースを充実するため、 <u>植栽・休養施設を充実</u> した公園整備を図る。
扇町12号公園 (約800㎡)	くつろげるスペースを充実するため、 <u>植栽・休養施設を充実</u> した公園整備を図る。

4.2 防災機能の考え方

(1) 防災公園について

公園緑地は、都市防災に資する根幹的な施設であり、近年の大規模地震においても、身近な街区公園、近隣公園等の住区基幹公園は、避難場所、食料等の配給拠点、ライフラインの復旧、地域情報の提供の場として機能した。

その中でも特に、国土交通省が定める「防災公園」は、地震に起因して発生する市街地 火災や津波等の二次災害時または水害時において、国民の生命、財産を守り、大都市地 域等において都市の防災構造を強化するために整備される、防災拠点、避難地、避難路等 としての役割をもつ都市公園とされており、以下に示す種類で構成されている。

表 4-1 防災公園等の種類

【防災公園】

種類	役割	公園種別
広域防災拠点の機能を 有する都市公園	主として広域的な復旧・復 興活動の拠点となる	広域公園 等
地域防災拠点の機能を 有する都市公園	救援救護活動の全線吉、 復旧資機材や生活物資 の中継基地となる	都市基幹公園 等
広域避難地の機能を有す る都市公園	大震火災等の災害が発 生した場合において広域 的避難の用に供する	都市基幹公園 広域公園 等
一次避難地の機能を有す る都市公園	大震火災等の災害発生 時において主として一時 的避難の用に供する	近隣公園 地区公園 等
避難路の機能を有する都 市公園	広域避難地又はこれに準 ずる安全な場所へ通じる 避難路となる	緑道等
石油コンビナート地帯等と 背後の一般市街地を遮 断する緩衝緑地	主として災害を防止するこ とを目的とする緩衝緑地	緩衝緑地
帰宅支援場所の機能を 有する都市公園	主として都心部から郊外 部への帰宅者の支援場所 となる	街区公園 等

【身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園】

種類	役割	公園種別
身近な防災活動拠点の機 能を有する都市公園	主として身近な防災活動 の拠点となる	街区公園 等

(2) 一般的な防災機能と関連施設

1)防災機能

災害時、公園が発揮する防災機能としては、一般的に以下の事項が挙げられる。ここでは、各公園の整備内容や導入すべき防災関連施設の検討に結びつく具体的な機能を以下の表に整理する。

表 4-2 都市公園における防災機能

機能	概要
①避難 (一時退避、一時的避難及び広域避難)	市街地延焼、火災、洪水、家屋の消失や倒壊等により、避難を必要とする場合の一時的避難や 広域避難、避難路、発災直後の一時退避。
②災害の防止と軽減、 及び避難スペースの安全性の向上	市街地火災等の延焼防止や遅延、及び避難スペースの災害者を延焼火災の輻射熱から守り、 避難地としての安全性を向上させる。
③情報の伝達と収集	警報や予報等の災害発生前の情報伝達、災害時の災害状況や被害状況、避難、安否、救助、緊急・応急物資、及び生活関連の各種情報の伝達や収集。また、救援活動等の指揮・調整に関わる情報収集と伝達。
④消防·救援、 医療·救護活動の支援	消防機関等や地域住民による救助活動、防火・ 消火活動、医療・救護活動等の支援。
⑤避難及び一時的生活の支援	避難生活に必要となる飲料水や生活用水他の 雑用水、非常用トイレ、照明・エネルギー、及び一 次避難生活や応急生活支援スペース等の提供。
⑥防疫・清掃活動の支援	検水や消毒等の防疫活動、消防活動、ごみ処理 やし尿処理活動等の支援。
⑦復旧活動の支援	仮設住宅や生活スペース、復旧活動拠点スペース、がれき等の一時置き場等の提供。
8各種輸送のための支援	救助や救援等に必要となる物資や資機材、人員 の輸送や中継地スペース、緊急用へリポート等の 提供。
⑨徒歩帰宅等の支援	徒歩帰宅等に必要となる、飲料水やトイレ、情報等の提供。帰宅困難者等のための一時滞在スペースの提供。

出典:防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(平成29年)

2)防災機能と時系列との関係

各公園に求められる防災機能は、災害の状況や規模等により異なり、また、災害発生からの時間の経過にともなって変化する。防災機能と対応時期との関係は、一般的な目安として以下のように想定される。

防災公園の	公園					一般的	に考えられ	る主な対応	5期間 (時	間区分と	の関係)	
種類	種別	主な機能 主な機能	主な対応期間 主な対応時期	予防 (U=15947) 発災前	100000	直後 概ね3		急 ~概	応急 ね3日			復旧復興
広域防災拠点の 機能を有する 都市公園	広域公園等	消防や救助、救援、復旧等諸 活動の広域的な支援拠点(主 として後方支援)、及び、状況 によっては、広域避難地と一 時的避難生活の場	急、及び復旧・復		2		© -	7		•		
地域防災拠点の 機能を有する 都市公園	都市基幹公園等	消防隊、ポランティア等の救援救護活動の前線基地、及び、広域防災拠点や他地域からの救援物資輸送の中継基地		0 4 3 4 5	2		6	7	•	•••••	_	
広域避難地の 機能を有する 都市公園	都市基幹公園、広 域公園 等	市街地延焼火災時等の広域 避難地と一時的避難生活の 場、及び消防や救助拠点、復 旧活動等の支援拠点、また市 街地火災延焼遅延や防止	階から緊急段階、	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	2		6	7				
一次避難地の 機能を有する 都市公園	近隣公園、地区公園等	一時的避難や広域避難地へ の中継地、及び初期における 救援活動支援	主として直後段 階から緊急段階	(1) = (3) = (5)	(4)				•••			
避難路の機能を有する 都市公園	緑道	主として広域避難地やその 他安全な場所、避難施設への 避難の通路。状況により火災 延焼の遅延や防止		0	2			0		•		
石油コンピナート地帯等 と背後の一般市街地とを 遮断する緩衝緑地	緩衝緑地	火災やその他の災害防止、或 いは被害を軽減する	主として予防段 階から直後、緊急 段階	2						**		20
帰宅支援場所の機能を有 する都市公園	街区公園等	主として徒歩帰宅者の帰宅 支援の場所	主として直後、応 急段階	0	0			9				
身近な防災活動拠点の機 能を有する都市公園	街区公園等	一時的避難、及び初期の救援 活動支援	主として直後段 階から緊急段階	4	Đ.					22		***

出典:防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(平成 29年)

- ·①~⑨の番号は p4-5 の機能にそれぞれ対応する。
- ・表中、実線は一般的な主な機能、点線は状況によって必要となる機能。なお、記載されていない機能であっても、場合によってはその機能を発揮することもある。
- ・表中、網掛けは、一般的に考えられる主な対応期間を示す。

図 4-1 防災公園の種別と機能との関係(地域防災計画の内容、都市や避難圏域の状況、防災関連施設の状況、及び都市公園等の立地や内容によって異なる。)

3)防災関連施設

一般的な都市公園における防災関連施設は、以下のように整理されている。

表 4-3 防災関連施設等 一覧

	区分	細区分	名称
		園路·広場等	入口形態(整備形態)、外周形態(整備 形態)、広場、園路、ヘリポート、津浪避 難施設(築山)
		植栽	防火樹林帯
	防災関連公園施設等	水関連施設	耐震性貯水槽、非常用井戸、水施設(池、水流等)、散水設備
	(直接的に防災機能に	非常用便所	非常用便所
	役立つ施設)	情報関連施設	非常用放送設備、非常用通信設備、標 識及び情報提供設備
		エネルギー、 照明関連施設	非常用電源設備、非常用照明設備
		備蓄倉庫	備蓄倉庫
I7 1 :		管理事務所	管理事務所
防災		修景施設	植栽、日陰だな、樹林地(築山)
関連		休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、野外炉、炊事 樹場、ピクニック場、キャンプ場
施設	その他の 防災活用公園施設 (一般の都市公園施設 で災害時に役に立つ 施設)	遊戯施設	徒渉池、遊具(ブランコ、すべり台、シーソ ー、ジャングルジム、ラダー、砂場)
		運動施設	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、乗馬場、付属工作物(更衣所、控室運動用具倉庫シャワー)
		教養施設	野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列 館、天体または気象観測施設、体験学 習施設
		便益施設	駐車場、売店、飲食店、宿泊施設、時計 台、水飲場、手洗い場
		管理施設	倉庫、車庫、材料置場、ごみ処理場、給水施設、排水施設、電気・放送等施設
		その他	津浪避難タワー、集会所

出典:防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(平成 29 年)

※その他の防災活用公園施設とは、発災時に防災機能を十分発揮するために、防災関連公園施設では不十分な場合があり、一般的な公園施設についても救護活動や避難生活へ 積極的に活用を図ることを検討する施設を指す。

表 4-4 防災関連公園施設等と防災機能の対応

【凡例】★:直接的に対応する施設等 ☆:間接的、補完的に対応する施設

防災機能防災機能	①避難	避難スペースの安全性の向上②災害の防止と軽減及び	③情報の収集と伝達	医療·救護活用の支援 ④消防·救援、	ら避難及び 一時的な	⑥防疫・清掃活動の支援	⑦復旧活動の支援	⑧各種輸送のための支援	(徒歩帰宅支援) ⑨帰宅困難者支援
○園路、広場他									
入口形態(整備形態)	*			*	☆	☆	*	☆	
外周形態(整備形態)	*								
広場(避難広場他)	*	*		*	*	☆	*	*	☆
園路	*			☆	☆	☆	☆	☆	
ヘリポート				☆			☆	*	
津波避難施設(築山)	*	☆							
○植栽(防火樹林帯)	*	*	*						
○水関連施設	T	T	П	T	Т	1	1	Т	Г
耐震性貯水槽				*	*				☆
非常用井戸				*	*				☆
水施設(池、水流等)				*	*				
散水設備(防火植栽帯、		*							
避難広場、入口部 他)									
〇非常用便所					*				☆
○情報関連施設	Ι.	1	l .	I .				<u> </u>	
非常放送設備	☆		*	☆	☆				☆
非常用通信設備	☆		*	☆	☆ .	☆	☆	☆	☆
標識及び情報提供設備	*		*		*				*
海拔表示板	*		*		*				*
○エネルギー、照明関連施設				l ,	,				
非常用電源設備	☆	☆	*	☆	*				☆
非常用照明設備	☆			☆ ^	*				☆
○備蓄倉庫	☆			☆	☆	☆	,		
○管理事務所	☆		*	☆	☆	\Rightarrow	\Rightarrow	☆	

出典:防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(平成 29 年)

表 4-5 その他の防災活用施設と防災機能

【凡例】☆:災害時に活用が可能な、あるいは必要となることが考えられる主な施設

	一 一 一	1	1		1			1	
防災機能防災関連公園施設等	①避難	避難スペースの安全性の向上②災害の防止と軽減及び	③情報の収集と伝達	(④消防・救護活用の支援)	⑤避難及び 一時的な	⑥防疫・清掃活動の支援	⑦復旧活動の支援	⑧各種輸送のための支援	(徒歩帰宅支援) ⑨帰宅困難者支援
<i>○ </i>									
○修景施設			1		I			I	
植栽		☆	·····						
日陰だな				☆	☆				
樹林地		☆a							
○休養施設 ○ 休養施設	1	1	ı		ı			T	
休憩所				☆	☆				☆
ベンチ、野外卓				☆	☆				☆
野外炉、炊事場					☆				
ピクニック場、キャンプ場	☆			☆	☆				
○遊戲施設									
徒渉池					☆				
遊具(ブランコ、すべり台、シーソー等)					☆				
○運動施設			•						
野球場、陸上競技場、サッカー場	☆			☆	☆	☆	☆	☆	
テニスコート、ハ゛スケットホ゛ール場等	☆		δ	☆	☆	☆	☆	☆	
ゴルフ場	☆			()	☆	☆	☆		
ゲートボール場				☆	☆	☆	☆	☆	
ゲートボール場 水泳プール				☆	☆			^	
温水利用型健康運動施設				☆	☆				☆
ボート場				☆	☆				Α
- 1 乗馬場				×	☆				
					•				
付属工作物(更衣所、控室等)				\Rightarrow	☆				$\stackrel{\leftrightarrow}{\Box}$
〇教養施設 	Α.	1						I	
野外劇場、野外音楽堂	☆		☆	☆	☆				☆
図書館、陳列館等	☆]	$\stackrel{\wedge}{\Rightarrow}$	\Rightarrow	☆				☆
○便益施設	1 .	1	1		ı				
駐車場	☆			☆		☆	☆	☆	
売店、飲食店				☆	☆				☆
宿泊施設	☆		☆	☆	☆		☆		☆
時計台			☆		☆				
水飲場、手洗場		j		\Rightarrow	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$				$\stackrel{\wedge}{\simeq}$
○ 管理施設									
倉庫、車庫、材料置場				☆	☆	☆	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	☆	☆
ごみ処理場					☆	☆			
給水施設				☆	☆		☆		
排水施設				☆	☆		$\stackrel{\wedge}{\simeq}$		
電気·放送等設備			☆	☆	☆		☆		
○その他	•								
津波避難タワー	\Rightarrow								
集会所	☆		☆	☆	☆		☆		\Rightarrow
/A//I	~	1	^	^	~		~	l .	M

a)樹林地の規模や形態によっては、一定規模の津波に対するエネルギー減衰作用により、後背地の被害の度合いを一定程度軽減する効果が期待できるもので、津浪災害時に圏内の安全性向上を期待できるものではない。

(3) 扇町土地区画整理事業地区内公園における防災機能の導入方針

扇町1号公園については、大震災等の災害発生した場合において主として「一時的避難 の用に供する近隣公園」として、下記①~⑥の機能を導入する。

扇町1号公園を除く9箇所の公園については、「身近な防災活動拠点の機能を有する街 区公園」として、下記①の広場空間の整備を行う。

① 園路広場

□入口形態

避難者の進入や緊急車両の進入などの緊急時利用を考慮。

□広場

緊急車両の乗り入れも可能な一時的な避難スペースや救援の支援スペースとしての活用 を考慮。

□園路

緊急車両の通行を考慮。

- ②水関連施設
 - □噴水広場

通常時は、噴水演出等により憩いの空間とし、災害時には非常用生活用水としての活用を 考慮。

- ③非常用トイレ
 - □通常時は、マンホール蓋で覆われており、災害時に、トイレとして機能するマンホールトイレを設置。
- ④エネルギー、照明関連施設
 - □非常用照明

災害時の非常用照明の電源として、太陽光パネル等の設置。

⑤備蓄倉庫

災害時に必要な炊き出し用具等を保管する備蓄倉庫を設置。

- ⑥休養施設
 - □かまどベンチ

通常時はベンチとして、災害時はかまどとして、炊き出しなどが可能な施設を設置。

4.2 グリーンインフラとしての活用に関する考え方

(1) グリーンインフラの基本的な考え方

グリーンインフラとは、<u>自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方</u>で、米国で発案された社会資本整備手法であり、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組である。



■「グリーンイ	· ンフラ」の持つ言葉の意味合い
「グリーン」	△ 単なる「緑・植物」
	△「環境に配慮する」「環境負荷を低減する」といった消極的な対応
	○ 緑・水・土・生物などの自然環境が持つ自律的回復力をはじめとする多
	様な機能を積極的に活かして環境と共生した社会資本整備や土地利
	用等の推進
「インフラ」	△ 従来のダムや道路等のハードとしての人工構造物のみ
	○ 上記のハードとしての人工構造物に加え、地域社会の活動を下支えする
	ソフトの取組も含み、また公共事業だけではなく、民間事業も含む

※国土交通省「グリーンインフラ推進戦略」より本市作成

国土交通省では、昨今の自然災害の頻発化・激甚化、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえて、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進する観点から、一部の先進事例にとどまっていたグリーンインフラの取組を社会資本整備や土地利用等を進める上での全般的な取組として普及・促進するため、欧米の事例も参考にして議論を進め、2019(令和元)年7月に「グリーンインフラ推進戦略」として取りまとめた。さらに、2020(令和2)年度には、地域におけるグリーンインフラの取組を支援するため「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」が創設され、地方公共団体のみならず、民間主体の取組についても支援することにより、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等が推進されている。

■ グリーンインフラの活用を推進すべき場面

① 気候変動への対応

- ・温室効果ガスの吸収源による気候変動の緩和
- ・雨水貯留浸透施設等の整備による治水対策
- ・植栽による蒸発散効果を活用した暑熱緩和対策 等

② 投資や人材を呼び込む 都市空間の形成

- ・居心地が良く歩きたくなる魅力的な都市空間の形成
- ・安全・安心な経済活動基盤の構築 等

③ 自然環境と調和した オフィス空間等の形成

・都市で活躍する人材の健康や幸福度、生産性、創 造性に影響を与える空間デザインの促進 等

④ 持続可能な国土利用・管理

- ・自然環境の再生・活用や安全な土地利用の促進
- ・土地の管理コストを低減させる工夫 等

⑤ 人口減少等に伴う 低未利用地の利活用と地方創生

- ・農的な土地利用の推進や自然環境の回復、
- ・今ある農地・緑地等の自然環境を積極的に保存 等

⑥ 都市空間の快適な利活用

- ・段階的に生じるインフラの更新・改良
- ・公的施設の再編や民間開発に際して、個別の建築・開発行為と合せて水と緑のネットワーク形成 等

⑦ 生態系ネットワークの形成

- ・生物の生息・生育の場である貴重な自然や在来種の保令
- ・緑と水のネットワークを構築する取組 等

⑧ 豊かな生活空間の形成

- ・多様な活動の舞台となる豊かな生活空間形成
- ・地域住民との協働や民間企業との連携等、多様な主体による公園、緑地等の運営への関与等

(2) グリーンインフラとしての活用事例

本項では、「グリーンインフラ推進戦略」における「グリーンインフラの活用を推進すべき場面」に記載されている8つの場面のうち、公園整備と特に関係が強いと考えられる、「①気候変動への対応」「②投資や人材を呼び込む都市空間の形成」「⑥都市空間の快適な利活用」「⑧豊かな生活空間の形成」の4つの場面における取組み事例を整理する。

1)気候変動への対応

(1) 気候変動への対応

総合治水対策とヒートアイランド対策の連携 (横浜市の取組事例)



- 総合治水対策による雨水の保水・浸透を図るとともに、あらゆる都市空間を活用して植 栽の成長を促し、蒸発散効果でヒートアイランド対策にも寄与
- (例) ① 公共施設、公園、歩道等の透水性舗装や浸透ます等の整備
 - ② 住宅・建築物敷地への雨水浸透ます、雨水貯留タンクの設置助成

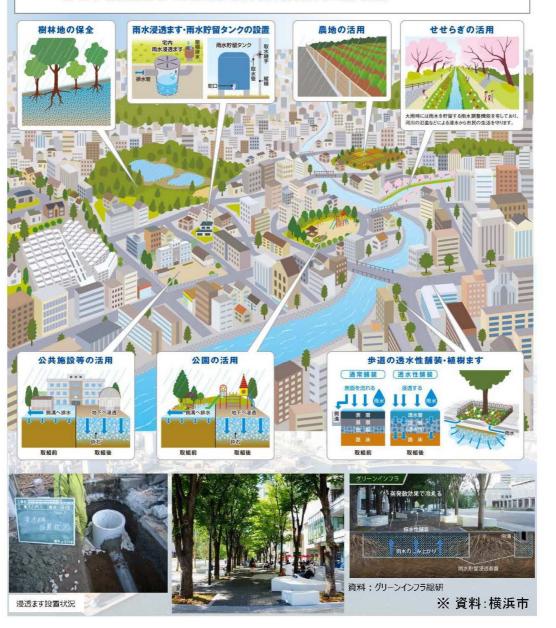


図 4-2 グリーンインフラの活用による「気候変動への対応」事例

2)投資や人材を呼び込む都市空間の形成

(2) 投資や人材を呼び込む都市空間の形成

都市開発によるグリーンインフラの推進

🥝 国土交通省

二子玉川ライズと二子玉川公園の例

- 民間再開発事業と都市公園整備の連携により新たな 投資や人材を呼び込む魅力ある都市空間を形成
 - ・ 民間再開開発事業において、屋上縁化、みどりの広場、 遊歩道を整備
 - ・ 水害対策にも資する都市公園を整備し、周辺の生態系 ネットワークにも配慮した取組を実施





欧米におけるグリーンインフラの事例

🥝 国土交通省

ニューヨーク市 ハイラインの例

- ニューヨーク市ミッドタウン西部の鉄道が1980年代に廃線。 廃線跡地は放置され周辺地域の治安が悪化
- 1990年代に市長が鉄道高架橋の取り壊し政策を打ち出したが、非営利組織フレンズ・オブ・ハイラインが設立され保存運動が活発化。市は方針を転換し高架橋の構造を活かして鉄道敷に公園緑地を整備
- ハイラインの整備に合わせた周辺の容積率緩和により不動産投資が活性化
- 非営利組織フレンズ・オブ・ハイラインが管理運営し、多くの市民ボランティアが活動に参加



図 4-3 グリーンインフラの活用による「投資や人材を呼び込む都市空間の形成」事例

(6) 都市空間の快適な利活用

都市の再生・更新等に合わせたグリーンインフラの形成



🥝 国十交诵省

○ 都市機能が集積するまちなか等において、市街地の更新、公共施設の再編、 民間開発等の際、行政、事業者、地域住民等が連携のもと、都市の魅力や 快適性の向上に資する緑の空間を創出し、時間をかけながら緑と水のネッ トワークを形成

都心部における4車線道路の廃道による広場の形成(熊本市)

人中心の歩いて楽しい まちづくりを具現化する ため、廃道により、隣 接する公園と一体とな る広場を創出



・熊本城との景観調和や植栽等のデザインガ イドラインを策定し、新しい公共による利活 用・運営管理に関する条例等を制定予定 (整備中)



都市のコンパクト化と連携した民間 による緑地創出(西条市)



・立地適正化計画の居住誘導区域内での民間 開発の際に創出される緑地を、認定市民緑 地として民間が管理予定

図書館等の複合施設整備に伴う 緑豊かな空間の整備(岐阜市)



・複合施設整備に伴い、文化の森として、 かつらの木やせせらぎを配した並木道と 広場を整備。市民の多様な活動を支援

区画整理によるシンボルロードの 創出(大分市)





・区画整理により整備された駅前の幅100m の道路を、緑溢れる芝生広場とし、市 民の活動拠点として活用

公園・緑道、水辺空間等を -体的に整備(岡崎市)



・まちの回遊動線の拠点の一つとして、市民が日常 的にくつろげる芝生広場や緑道、プロムナード等を 整備 (整備中)

図 4-4 グリーンインフラの活用による「都市空間の快適な利活用」事例

(8)豊かな生活空間の形成

公園整備による自然環境の再生

🥝 国土交通省

○ 人と自然、人と人がつながる魅力空間を目指し、琵琶湖と市街地を結ぶ緑軸として 公園を整備。また、市民団体と協働した公園管理、イベント等によって、新たなコ ミュニティやソーシャルキャピタルを形成

草津川跡地公園(滋賀県草津市)

[従前]



天井川であった草津川の付け替えに伴い、 市街地から琵琶湖までの緑軸として、全 長約7kmの河川跡地を公園として整備

「整備イメージ]

- ・ 歴史性の継承、自然との共生等をコンセブトに、新たなまちのシンボルを目指す
- ・市民が河川跡地活用の計画策定段階から関わり、整備後も市民団体などとの協働による公園管理、イベント等を実施





「緑の回廊」として整備

市民団体などとの協働による公園管理



緑地保全による豊かな住環境とコミュニティ形成

🥝 国土交通省

○ 豊かな生活環境、良好な住環境の形成のため、都市内に残る貴重な緑地を保全。また、緑地の維持管理や農作業の体験など住民団体の多様な活動を通じ、新たな地域コミュニティやソーシャルキャピタルを形成

都市緑地法に基づく緑地保全の取組

<特別緑地保存地区による緑地保全の取組>

・都市の良好な自然的環境を形成している緑地を 市町村が都市計画に定め、開発行為等を許可制 により規制し、現状凍結的に保全





名古屋城特別緑地保全地区(名古屋市) 栗山特別緑地保全地区(松戸市)

<市民緑地契約制度による緑地保全の取組>

- ・地方公共団体が土地所有者の申出に基づき契約を締結し、雑木林・屋敷林等の民有緑地を保全・管理
- ・周辺住民が利用できる緑地として公開



成城三丁目こもれびの庭市民緑地 (世田谷区)



の瀬ビオトープの谷市民緑地 (三重県四日市市)

地域住民による緑地の管理・体験

<新潟県見附市 の取組>

・約120人規模の市民ボランティアグループ「ナチュ ラルガーデンクラブ」によって運営





<都市農業の取組>

・市民農園・コミュニティ農園として、地域住民が 農作物栽培の体験をしながら協力して緑地を管理



農業体験農園(練馬区)



コミュニティ農園 (国立市) (出典)くにたち はたけたんぼ

図 4-5 グリーンインフラの活用による「豊かな生活空間の形成」事例

(3) 扇町区画整理事業地区内公園整備におけるグリーンインフラとしての活用方針

扇町土地区画整理事業地区内公園の整備を行うにあたり、グリーンインフラとしての活用を前提とした整備計画により、4.2 で挙げた防災機能以外にも、様々な場面で活用される公園として整備を想定する。

特に、「①気候変動への対応」「②投資や人材を呼び込む都市空間の形成」「⑥都市空間の快適な利活用」「⑧豊かな生活空間の形成」の4つに寄与することを想定する。

① 扇町土地区画整理事業地区内の公園整備による「気候変動への対応」方針

温室効果ガスの吸収源である高木等の植栽による気候変動の緩和、また芝生広場の設置など土壌や浸透性舗装等を活用した雨水貯留浸透施設等の整備による治水対策、また植栽による蒸発散効果を活用した暑熱緩和に寄与することを想定する。

② 扇町土地区画整理事業地区内の公園整備による「投資や人材を呼び込む都市空間の形成」方針

扇町土地区画整理事業地区内の各公園の機能を適切に分散することにより、当該エリア全体を居心地良く歩きたくなる魅力的な空間として形成することを想定する。

③ 扇町土地区画整理事業地区内の公園整備による「都市空間の快適な利活用」方針

扇町土地区画整理事業地区内の各公園において広場の設置など市民の活動拠点を創出すること、また緑を通じて近隣住民を中心とした市民の多様な活動を支援することを想定する。

④ 扇町土地区画整理事業地区内の公園整備による「豊かな生活空間の形成」方針

扇町土地区画整理事業地区内における近隣公園や街区公園といった身近な公園を適切に整備することにより豊かな住環境の形成を図ること、また公園を地域活動の拠点として活用することによりコミュニティの創出に寄与すること、そして非常時にも利用可能な空間を形成することにより安心・安全な生活空間の形成に寄与することを想定する。